

国立研究開発法人における研究開発の実施状況についての報告書（要旨）

平成29年3月

会計検査院

## 1 検査の背景

我が国における科学技術（人文科学のみに係るものを除く。以下同じ。）の振興に関する施策は、科学技術基本法（平成7年法律第130号）に基づいて行われている。政府は、同法において、科学技術の振興に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を策定しなければならないとされており、その策定に当たっては、あらかじめ、内閣府の「重要政策に関する会議」の一つとして設置されている総合科学技術・イノベーション会議（平成26年5月18日以前は総合科学技術会議。以下「CSTI」という。）の議を経なければならないとされている。基本計画には、研究開発（基礎研究、応用研究及び開発研究をいい、技術の開発を含む。以下同じ。）の推進に関する総合的な方針等を定めることとされ、8年度から1期5か年ごとに策定されている。

我が国の科学技術政策は、科学技術政策の司令塔として科学技術の総合的かつ計画的な振興を図るための基本的な政策の企画立案及び総合調整を行うCSTI、科学技術の振興に関する施策を実施する各府省等、各府省等から研究開発に対する投資を受けるなどして研究開発を実施する国立研究開発法人、国立大学法人等の大学、民間企業等の研究開発の実施主体により実施されている（《参考》図表1参照）。

このうち、国立研究開発法人は、国家的又は国際的な要請に基づき、民間では困難な研究開発に取り組み、国が定める中長期目標を達成するための計画に基づき業務を行う法人であり、科学技術の水準の向上を通じた国民経済の健全な発展その他の公益に資するため研究開発の最大限の成果を確保することを目的として、中長期的な視点に立って業務を執行することが求められている。また、これらの国立研究開発法人における研究開発には多額の資金が投入されており、そのうち国が交付した運営費交付金の23年度から27年度までの間の決算額は計4兆4258億余円となっている。

以上のような状況を踏まえて、正確性、合規性、経済性、効率性、有効性等の観点から、①国立研究開発法人における収入、支出等の状況、②研究開発の目標、実施、評価等の状況、③研究開発に係る人材の活用等の状況、④研究開発成果の普及・管理等の状況、⑤公的研究費に係る不正防止の状況等について検査した。検査に当たっては、27年4月1日時点における国立研究開発法人31法人の23年度から27年度までの間の研究費の支出額計2兆8942億余円及び資金配分額計1兆3007億余円を対象として、計算証明規則（昭和27年会計検査院規則第3号）等に基づき国立研究開発法人から提出された23年度から2

7年度までの財務諸表等のほか、研究開発の実施状況についての調書等の提出を求め、これを在庁して分析するとともに、同31法人に対して会計実地検査を行った。

## 2 検査の状況

### (1) 国立研究開発法人における収入、支出等の状況

国立研究開発法人31法人の27年度の収入額は計1兆5700億余円となっており、23年度と比べて1013億余円増加（23年度に対して6.8%増加）していた。収入額のうち、運営費交付金は8817億余円となっており、収入全体の過半を占めているものの、23年度と比べて362億余円減少（同4.0%減少）していた。27年4月に設立等された2法人を除く29法人の状況を法人別にみると、27年度の運営費交付金が23年度と比較して増加している法人は4法人であり、25法人は運営費交付金が減少していて、このうち7法人については、23年度から年々減少していた。国立研究開発法人31法人の27年度の支出額は計1兆5758億余円となっており、23年度と比べて1443億余円増加（同10.0%増加）していた。支出額のうち、研究費が5730億余円となっており、23年度と比べて165億余円増加（同2.9%増加）していた。また、資金配分額は3838億余円となっており、1443億余円増加（同60.2%増加）していた（《参考》図表2参照）。

自ら研究開発を実施している国立研究開発法人（以下「研究実施法人」という。）28法人のうち27年4月に統合されたため比較ができない1法人を除く27法人の外部資金の獲得状況を法人別にみると、27年度の外部資金の獲得額が23年度と比べて増加している法人は18法人であり、残りの9法人については外部資金の獲得額が減少していた。

### (2) 研究開発の目標、実施、評価等の状況

#### ア 外部資金による研究開発の目的と中長期目標におけるミッションの関係等

研究実施法人28法人において、外部資金を獲得する際、その研究目的が法人のミッションに沿ったものとなっているかを確認する旨の規程等を設けているかをみると、一部の外部資金による研究開発について確認する旨の規程等を設けていない法人は4法人、全部の外部資金による研究開発について確認する旨の規程等を設けていない法人は8法人となっていた。また、研究実施法人28法人において、外部資金を獲得する際、研究者のエフォート（研究者の全仕事時間に対する当該研究の実施に必要とする時間の配分割合）等の面で法人の業務遂行に支障を来さないかを確認する旨の規程等が整備されているかをみると、一部の外部資金による研究開発

について確認する旨の規程等を設けていない法人は4法人、全部の外部資金による研究開発について確認する旨の規程等を設けていない法人は11法人となっており、これらの法人のうち1法人では、一部の外部資金による研究開発について法人の業務遂行に支障を来さないか確認していなかった。

#### イ 研究開発成果及び当該成果に対する評価結果の状況

独立行政法人通則法（平成11年法律第103号。以下「通則法」という。）に基づく法人評価は、独法評価指針によれば、原則、目標項目を評価単位とすることとされており、国立研究開発法人31法人の27年度における評価単位についてみたところ、いずれも中長期目標又はこれに基づき作成した中長期計画、年度計画等において設定した目標項目となっていた（以下、評価単位としている項目を「評価項目」という。）。27年度における主務大臣評価及び国立研究開発法人31法人の自己評価について、各評価項目のうち、個々の研究開発課題等を実施したものに係る評価項目（以下「研究開発評価項目」という。）の評価結果をみたところ、計200項目のうち評価結果が標準であるB評価以上となっている項目が、いずれも計198項目となっていた。

#### ウ インput情報 の評価書への記載状況及び評価への活用状況

独法評価指針において、主務大臣による評価手法の一つとして、研究開発活動に係る成果と当該研究開発活動に投入された金額や人員（以下「インput」）との対比を行うなどにより、評価の実効性を確保するものとされており、インputに係る情報（以下「インput情報」という。）として、評価項目ごとに予算額及び決算額（いずれも支出）、経常費用等を記載することが求められている。また、各評価項目と一定の事業等のまとまりごとの区分に基づく財務会計上のセグメントが対応し、各評価項目のインput情報は、対応するセグメント情報や予算額等（以下、これらを合わせて「セグメント情報等」という。）を用いて記載されることが想定されている。しかし、通則法改正後に中長期目標が策定された10法人（《参考》図表3参照）のうち、研究開発評価項目とセグメントとが適切に対応していない法人が1法人、研究開発評価項目とセグメントとが対応しているもののセグメント情報等を適切に用いて27年度の評価書に記載していない法人が5法人見受けられた（《参考》図表4参照）。

さらに、研究開発成果のみならずインputにも着眼した評価を適切に実施し、

その内容を評価書上において明記することは、国民に対する説明責任を果たすためにも重要であるが、上記の10法人及び当該法人を所管している4府省において、インプット情報を自己評価及び主務大臣評価に活用していなかった。

#### エ 評価結果の反映状況及びその公表状況

独立行政法人は、評価結果を翌年度以降の年度計画や業務運営の改善に適切に反映させるとともに、毎年度、評価結果の反映状況を公表しなければならないこととされているが、国立研究開発法人31法人から27年4月に設立された1法人を除いた30法人のうち、10法人は、28年10月末時点において、評価書に反映状況に係る項目を設けて記載するなどにより26年度評価結果の反映状況を明確にして公表していなかった（《参考》図表5参照）。

#### (3) 研究開発に係る人材の活用等の状況

少子高齢化が進み、国際競争をめぐる環境が厳しさを増す中、若年研究者等の多様な人材がその能力を最大限発揮できるような競争的な環境を整備することが喫緊の課題とされている。そして、「研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律」（平成20年法律第63号）によれば、国立研究開発法人31法人を含む研究開発法人は、若年研究者等の能力の活用を図ることについて努めることとされている。

国立研究開発法人31法人における職員数等の状況をみたところ、27年度末の研究者は、15,134人と23年度末と比べて3.3%の減少となっており、若年研究者の人数は、4,258人と17.0%の減少となっていた。研究実施法人28法人について、若年研究者が自ら研究の代表者として27年度に獲得した競争的資金の状況をみたところ、若年研究者の獲得金額は、26億余円と23年度と比べて12.4%減少しているが、獲得件数は、1,106件と8.0%増加していた。また、若年研究者の獲得金額は全研究者の獲得金額の13.7%を占めており、獲得件数は26.8%となっていた。

国立研究開発法人31法人の27年度末における人材活用等に関する方針の作成の状況をみたところ、19法人は人材活用等に関する方針を作成していた。また、その公表の状況をみたところ、19法人のうち18法人は公表していたが、1法人は公表していなかった。一方、12法人は人材活用等に関する方針を作成していなかった。

なお、人材活用等に関する方針を作成しているものの公表していなかった1法人及び作成していなかった12法人のうち10法人は、会計検査院の検査を踏まえるなどして、

29年2月末までに公表し、又は作成して公表した（《参考》図表6参照）。

#### (4) 研究開発成果の普及・管理等の状況

##### ア 学術論文の発表

研究実施法人28法人において、当該分野の専門家により構成される委員会等が審査を行う査読により、論文の質について客観的に一定の担保がなされる学術論文（以下「査読付論文」という。）の発表数についてみたところ、27年度における査読付論文の発表数が23年度に対して30%以上増加している法人が5法人見受けられる一方、30%以上減少している法人が2法人見受けられた。

##### イ 研究開発成果に係る特許権等の活用・管理等の状況

研究実施法人28法人の27年度末の特許権、実用新案権、育成者権及び意匠権（以下「特許権等」という。）の保有状況をみたところ、全28法人が特許権等を保有していた。「独立行政法人会計基準」及び「独立行政法人会計基準注解」（平成12年2月独立行政法人会計基準研究会策定）において、特許権等は独立行政法人の資産として位置付けられ、無形固定資産に属するものとされており、無形固定資産に属する資産は、特許権、実用新案権、意匠権等の当該資産を示す名称を付した科目をもって表示しなければならないとされている。しかし、27年度の貸借対照表に資産として計上していなかった法人が7法人見受けられ、また、特許権を資産として計上している21法人における表示科目をみると、当該資産の具体的な名称を付した科目名で表示せず「その他無形固定資産」に含めて表示している法人が5法人見受けられた（《参考》図表7参照）。

#### (5) 公的研究費に係る不正防止の状況

研究実施法人28法人が整備した公的研究費の不正防止や適正な管理に係る規程等における発注権限の定めについて、27年度末の状況をみたところ、一部を研究部門が直接発注するところがある15法人のうち、一定金額未満の消耗品の購入、緊急を要する場合、業務上やむを得ない場合等、研究部門が直接発注できる条件を規程等で定めている法人は14法人となっていた。一方、1法人は研究者による発注を原則禁止することとしているが、研究者が例外的に発注できる条件を具体的に書面で定めていなかった。

なお、この1法人は、28年6月に研究者による発注を例外的に認める場合の条件を規程で明確に定めた。

規程等における検収を実施する部門に関する定めについて、27年度末の状況をみた

ところ、一部を研究部門が検収する場合がある11法人のうち、研究部門が検収を行うことができる条件を規程等で定めている法人は10法人となっていた。一方、1法人は研究者による検収を原則禁止することとしているが、研究者が例外的に検収できる場合の条件を具体的に書面で定めていなかった。また、11法人のうち、6法人が事務部門による定期的な事後確認の方法を定めていたが、5法人は定めていなかった。

なお、研究部門による検収を例外的に認める場合の条件及び事務部門による定期的な事後確認の方法を定めていなかった1法人は、28年6月にそれらを規程で明確に定めた。

### 3 所見

第4期基本計画によれば、科学技術イノベーションに係る政策の一体的展開、人材とそれを支える組織の役割の一層の重視及び社会とともに創り進める政策の実現の三つを科学技術政策の基本方針とし、第4期基本計画の計画期間中の政府としての研究開発に対する投資額（地方公共団体の分を含む。）を対GDP比率1%、総額約25兆円にすることを目指すこととされている。

国立研究開発法人は、科学技術イノベーションに係る主要な実施主体であり、国家的又は国際的な要請に基づき、民間では困難な研究開発に取り組み、研究開発の最大限の成果を確保することを目的として、中長期的な視点に立って業務を執行することが求められている。

したがって、国立研究開発法人において、効果的かつ効率的という業務運営の理念の下、研究開発の最大限の成果が確保されるよう、国立研究開発法人及び主務府省においては、次の点に十分留意することが必要である。

ア 研究開発の目標、実施、評価等について、

(ア) 一部又は全部の外部資金による研究開発について法人のミッションとの関係や法人の業務遂行への支障の確認に係る規程等が設けられていない法人においては、確認に係る審査体制等を明確に定める規程等を設けるなどして、確実に確認を実施する体制を整備すること

(イ) 中長期目標が既に策定されている法人のうち、研究開発評価項目とセグメントとが適切に対応していない法人においては、セグメントを研究開発評価項目と適切に対応させること、インプット情報に対応するセグメント情報等を適切に用いて評価

書に記載していない法人においては、対応するセグメント情報等の数値を適切に用いて記載すること、並びに中長期目標が既に策定されている法人及び当該法人を所管する主務府省においては、自己評価及び主務大臣評価の実施に当たり、研究開発評価項目ごとの研究開発活動に係る成果とインプット情報とを対比するなどしてインプット情報を評価に活用することにより評価の実効性の確保に努めるとともに、評価した内容を評価書に記述することなどについて検討すること

(ウ) 28年10月末時点において評価結果に対する翌年度以降の業務運営等への反映状況を明確にして公表していなかった法人においては、透明性の確保のため、評価結果を分析して、翌年度以降の業務運営等に適切に反映し、その反映状況を明確にした上で速やかに公表すること

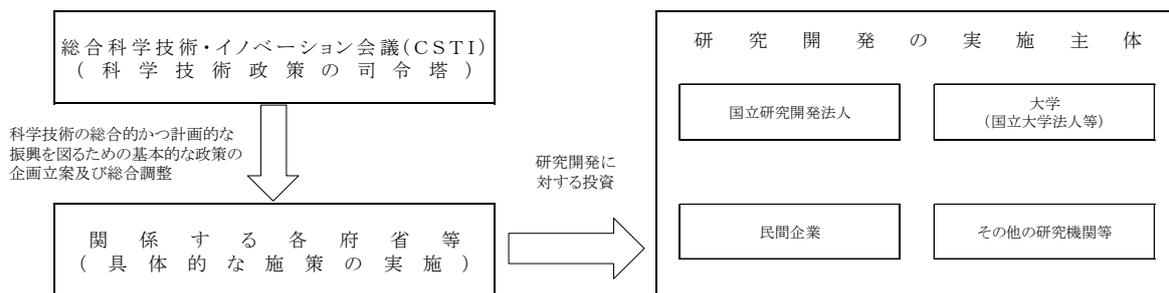
イ 人材の活用については、研究開発等の推進のための基盤強化を図るための人材活用等に関する方針を作成して、遅滞なく公表しなければならないとされていることから、作成していない法人においては、人材活用等に関する方針を速やかに作成して、遅滞なく公表すること

ウ 研究開発成果の普及・管理等について、特許権は、運営費交付金等を財源とする研究費等を用いて取得された国民共通の財産であるとともに、国立研究開発法人にとっても重要な業務上の成果であることから、特許権を資産計上していない法人においては、業務実態等も考慮しつつ、特許権を貸借対照表に計上することによりその保有の状況を明らかにすることについて改めて検討すること、及び特許権を「その他無形固定資産」に含めて表示している法人においては、特許権、工業所有権等の当該資産を示す名称を付した科目をもって表示することを改めて検討すること

エ 公的研究費に係る不正防止については、研究部門による検収を例外的に認める場合の事務部門による定期的な事後確認の方法を定めていない法人においては、当該方法を規程等に定めること

会計検査院としては、国立研究開発法人における研究開発の実施状況について、今後とも多角的な観点から引き続き注視していくこととする。

《参考》図表1 科学技術政策の実施体制の概要



《参考》図表2 国立研究開発法人31法人における収入及び支出の状況（平成23年度～27年度）

(単位:百万円、%)

区分		平成23年度 (a)	24年度	25年度	26年度	27年度 (b)	計	23年度に対する27年度の割合 (b)/(a)	
収入	国からの収入	運営費交付金	918,031	859,459	858,120	908,440	881,790	4,425,841	96.0
		施設整備費補助金	43,742	65,426	127,499	89,531	30,554	356,753	69.8
		その他国からの収入	236,057	390,719	401,700	265,930	380,572	1,674,980	161.2
		小計	1,197,831	1,315,604	1,387,320	1,263,901	1,292,917	6,457,576	107.9
	国以外からの収入 注(1)	270,906	227,271	238,159	255,654	277,140	1,269,133	102.3	
	計	1,468,738	1,542,876	1,625,479	1,519,556	1,570,058	7,726,709	106.8	
支出	研究費 注(2)	556,523	595,911	597,685	571,052	573,034	2,894,207	102.9	
	(法人数)	(29法人)	(30法人)	(30法人)	(30法人)	(29法人)			
	研究開発系人件費	190,305	181,599	177,406	189,053	191,064	929,428	100.3	
	資金配分額 注(3)	239,493	210,649	210,646	256,161	383,822	1,300,773	160.2	
	(法人数)	(4法人)	(4法人)	(4法人)	(5法人)	(6法人)			
その他経費 注(4)	445,162	433,349	546,954	458,678	427,953	2,312,099	96.1		
計	1,431,484	1,421,510	1,532,692	1,474,947	1,575,875	7,436,509	110.0		

注(1) 「国以外からの収入」は、独立行政法人、大学、民間企業等からの収入である。また、病院機能を有する7法人（放射線医学総合研究所、国立がん研究センター、国立循環器病研究センター、国立精神・神経医療研究センター、国立国際医療研究センター、国立成育医療研究センター及び国立長寿医療研究センター）の病院収入も含まれている。

注(2) 「研究費」は、研究実施法人28法人及び研究開発を一部実施している科学技術振興機構が自ら研究開発を実施している業務における研究費の合計である。なお、「研究費」に人件費は含まない。また、同欄中の「(法人数)」については、これらの法人数の合計であるが、科学技術振興機構については、平成23年度における研究費の支出がなかったため、23年度の法人数については同機構を除いている。また、23年度から26年度までの法人数については、27年4月に旧医薬基盤研究所に統合されて解散した旧国立健康・栄養研究所を含む。

注(3) 「資金配分額」は、資金配分法人3法人並びに平成26年度から資金配分業務を実施している海洋研究開発機構、医薬基盤・健康・栄養研究所（23年度から26年度までは医薬基盤研究所）及び農業・食品産業技術総合研究機構における資金配分額の合計である。また、同欄中の「(法人数)」については、これらの法人数の合計であるが、海洋研究開発機構は26年度から資金配分業務を行い、日本医療研究開発機構は27年4月に設立されているため、23年度から25年度までの法人数は4法人、26年度の法人数は5法人となっている。

注(4) 「その他経費」には、一般管理費、研究開発系以外の職員の人件費、施設整備費等が含まれている。

《参考》図表3 中長期目標が策定されている国立研究開発法人10法人の中長期目標等

主務府省名	国立研究開発法人名	年度															
		19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	
内閣府	日本医療研究開発機構 注(3)	/	/	/	/	/	/	/	/	①	→						
文部科学省	日本原子力研究開発機構	→	→	→	②	→	→	→	→	③	→	→	→	→	→	→	
厚生労働省	医薬基盤・健康・栄養研究所	→	→	→	②	→	→	→	→	③	→	→	→	→	→	→	
	国立がん研究センター	/	/	/	①	→	→	→	→	②	→	→	→	→	→	→	
	国立循環器病研究センター	/	/	/	①	→	→	→	→	②	→	→	→	→	→	→	
	国立精神・神経医療研究センター	/	/	/	①	→	→	→	→	②	→	→	→	→	→	→	
	国立国際医療研究センター	/	/	/	①	→	→	→	→	②	→	→	→	→	→	→	
	国立成育医療研究センター	/	/	/	①	→	→	→	→	②	→	→	→	→	→	→	
	国立長寿医療研究センター	/	/	/	①	→	→	→	→	②	→	→	→	→	→	→	
	経済産業省	産業技術総合研究所	→	→	→	③	→	→	→	→	④	→	→	→	→	→	
平成27年度に中長期目標が策定されている法人数										10							

注(1) 実線の矢印は中長期目標の期間を、点線の矢印は中期目標の期間を示す。

注(2) 各欄について、「○」内の数字は中長期目標等の第何期目に該当するかを示す。

注(3) 主務府省（当該国立研究開発法人を所管する内閣府又は各省をいう。）は内閣府、文部科学省、厚生労働省及び経済産業省であるが、便宜上、内閣府の欄に記載している。

《参考》図表4 研究開発評価項目とセグメントとの対応及び27年度評価書への記載の状況（6法人）

態様	法人名	差異等の具体的な内容
研究開発評価項目とセグメントとが適切に対応しておらず、複数のセグメントから別途数値を算出するなどして評価書に記載しているもの	医薬基盤・健康・栄養研究所	複数のセグメント情報等から法人内部の管理区分に基づき予算額等を算出するなどしてインプット情報を記載している。
研究開発評価項目とセグメントとが対応しているものの、インプット情報に対応するセグメント情報等を適切に用いて評価書に記載していないもの	国立がん研究センター	対応しているセグメント情報等を用いてインプット情報を記載すべきところ、診療事業セグメント等の他のセグメントの数値を合算するなどして記載している。
	国立循環器病研究センター	対応しているセグメント情報等からの引用を誤って別の数値を記載している。
	国立成育医療研究センター	予算額又は決算額の支出額をインプット情報とすべきところ、収入額を記載している。
	日本医療研究開発機構	セグメント情報の計数が確定していなかったため、法人全体の額を記載している。
	日本原子力研究開発機構	セグメント情報の計数が確定していなかったため、セグメントごとの暫定的な数値を記載している。

《参考》図表5 国立研究開発法人30法人における平成26年度評価結果の反映状況の公表状況（28年10月末時点）

（単位：法人）

法人名	反映状況を公表しているもの	公表方法		左の方法等により反映状況を公表していないもの	うち平成29年2月に公表したもの	うち29年度に公表予定としているもの
		評価書に反映状況に係る項目を設けて記載	評価書とは別の資料により公表			
情報通信研究機構	○	○	—	—	—	—
物質・材料研究機構	—	—	—	○	○	—
防災科学技術研究所	—	—	—	○	○	—
放射線医学総合研究所	—	—	—	○	○	—
科学技術振興機構	○	○	—	—	—	—
理化学研究所	—	—	—	○	○	—
宇宙航空研究開発機構	○	—	○	—	—	—
海洋研究開発機構	○	○	—	—	—	—
日本原子力研究開発機構	○	—	○	—	—	—
医薬基盤・健康・栄養研究所	—	—	—	○	—	—
国立がん研究センター	○	○	—	—	—	—
国立循環器病研究センター	○	○	—	—	—	—
国立精神・神経医療研究センター	○	○	—	—	—	—
国立国際医療研究センター	○	○	—	—	—	—
国立成育医療研究センター	○	○	—	—	—	—
国立長寿医療研究センター	○	○	—	—	—	—
農業・食品産業技術総合研究機構	○	○	—	—	—	—
農業生物資源研究所	○	○	—	—	—	—
農業環境技術研究所	○	○	—	—	—	—
国際農林水産業研究センター	○	○	—	—	—	—
森林総合研究所	○	—	○	—	—	—
水産総合研究センター	○	—	○	—	—	—
産業技術総合研究所	○	—	○	—	—	—
新エネルギー・産業技術総合開発機構	○	—	○	—	—	—
土木研究所	—	—	—	○	—	○
建築研究所	—	—	—	○	—	○
海上技術安全研究所	—	—	—	○	—	○
港湾空港技術研究所	—	—	—	○	—	○
電子航法研究所	—	—	—	○	—	○
国立環境研究所	○	—	○	—	—	—
計	20	13	7	10	4	5

《参考》図表6 国立研究開発法人31法人における人材活用等に関する方針の作成状況  
(平成27年度末)

法人名	作成状況	法人名	作成状況	法人名	作成状況
日本医療研究開発機構	△	国立循環器病研究センター	×	新エネルギー・産業技術総合開発機構	△
情報通信研究機構	△	国立精神・神経医療研究センター	×	土木研究所	○
物質・材料研究機構	○	国立国際医療研究センター	×	建築研究所	○
防災科学技術研究所	○	国立成育医療研究センター	×	海上技術安全研究所	×
放射線医学総合研究所	○	国立長寿医療研究センター	×	港湾空港技術研究所	×
科学技術振興機構	○	農業・食品産業技術総合研究機構	○	電子航法研究所	○
理化学研究所	○	農業生物資源研究所	○	国立環境研究所	○
宇宙航空研究開発機構	○	農業環境技術研究所	○	合 計	法人数
海洋研究開発機構	○	国際農林水産業研究センター	○	作成している法人…○	19
日本原子力研究開発機構	○	森林総合研究所	○	作成していない法人	12
医薬基盤・健康・栄養研究所 (注)	○	水産総合研究センター	○	うち中期計画等で一部を盛り込んでいるとする法人…△	4
国立がん研究センター	×	産業技術総合研究所	△	うち他に盛り込んでいるものがない法人…×	8

(注) 医薬基盤・健康・栄養研究所は、平成27年度末において人材活用等に関する方針を作成しているものの、公表していなかった。

《参考》図表7 研究実施法人28法人における特許権保有件数等及び貸借対照表への計上状況 (平成27年度末)

(単位：件、円)

主務府省名	法人名	特許権保有件数	貸借対照表 注(1)、注(2)		(参考) 実施許諾収入
			科目名	金額	
総務省	情報通信研究機構	1,573	特許権	512,570,858	1,232,217
文部科学省	物質・材料研究機構	2,819	産業財産権	405,528,324	538,138,249
	防災科学技術研究所	48	特許権	3,905,452	1,294,663
	放射線医学総合研究所	301	—	—	23,736,209
	理化学研究所	1,235	特許権等	534,223,407	578,882,209
	宇宙航空研究開発機構	709	工業所有権	179,646,123	1,494
	海洋研究開発機構	123	工業所有権	71,904,517	251,681
	日本原子力研究開発機構	590	特許権	171,476,523	13,408,151
厚生労働省	医薬基盤・健康・栄養研究所	22	工業所有権	8,403,499	1,188,000
	国立がん研究センター	211	その他無形固定資産	22,147,422	4,483,214
	国立循環器病研究センター	122	その他無形固定資産	3,541,394	13,389,000
	国立精神・神経医療研究センター	82	特許権	999,597	24,300
	国立国際医療研究センター	11	その他無形固定資産	5,601,494	178,974
	国立成育医療研究センター	8	その他無形固定資産	8	34,320
	国立長寿医療研究センター	14	その他無形固定資産	9	—
農林水産省	農業・食品産業技術総合研究機構	1,347	特許権	267,872,248	55,606,316
	農業生物資源研究所	371	特許権	125,388,944	2,225,082
	農業環境技術研究所	59	特許権	11,259,393	480,543
	国際農林水産業研究センター	62	特許権	23,898,389	26,730
	森林総合研究所	109	特許権	29,746,623	1,186,054
	水産総合研究センター	98	特許権	14,701,367	2,997,441
経済産業省	産業技術総合研究所	10,760	産業財産権	1,118,244,703	150,631,847
国土交通省	土木研究所	209	—	—	21,476,188
	建築研究所	44	—	—	2,017,140
	海上技術安全研究所	266	—	—	11,791,981
	港湾空港技術研究所	142	—	—	36,925,480
	電子航法研究所	130	—	—	175,210
環境省	国立環境研究所	27	—	—	—
計		21,492		3,511,060,294	1,461,782,693

注(1) 「貸借対照表」欄の「—」は特許権を保有しているが貸借対照表に計上していないことを示す。

注(2) 科目名及び金額は、貸借対照表に表示されているものである。産業財産権、工業所有権、特許権等、その他無形固定資産の科目名には、特許権以外の意匠権、商標権等が含まれているものもある。